



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年6月に改訂が予定される「コーポレートガバナンス・コード」の要点をご紹介します。

◇コーポレートガバナンス・コード(以下「CGC」)
及び投資家と企業の対話ガイドライン(以下「GL」)
が3年ぶりに改訂されます(6月改訂予定)。

改訂の4つの柱「1. 取締役の機能発揮」「2. 企業の中核人材における多様性の確保」「3. サステナビリティを巡る課題への取り組み」「4. その他個別の項目」を中心として、会社が対応しなければならない事項という視点から改訂の要点を本号及び来月号にわたりお知らせ致します。*以下「原則」、「補充原則」はCGCのそれを指します。

1. 取締役会の機能発揮＝経営者の迅速・果敢な意思決定の監督

①プライム市場は、独立社外取締役を3分の1以上(必要に応じて過半数)、スタンダード・グロース市場は、独立社外取締役を2名以上(必要に応じて3分の1)を選任すべき。(原則4-8)

→市場に応じて独立社外取締役が足りているか検討する必要があります。なお、支配株主を有する上場企業は、**支配株主から独立性を有する独立社外取締役を選任するか、特別委員会を設置すべき**とされています(補充原則4-8③)。

②取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定し、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスを策定し、開示すべき。(補充原則4-11①)

→取締役のスキル・マトリックスを作成する必要がある、その際、**独立社外取締役は他社の経営経験がある者を含めるべき**とされています。また、必要に応じて独立社外取締役を取締役議長にすることも含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか検討する必要があります(GL3-8)。

③監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画含む)。報酬などについて、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会・報酬委員会を設置して適切な関与・助言を得るべき。(補充原則4-10①)

→取締役の選任や報酬の決定については透明性の確保に努め、必要に応じて**指名委員会や報酬委員会の設置**を検討する必要があります。

2. 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保

①ダイバーシティの例示の追加 —多様性(ダイバーシティ)の例示として、「ジェンダー」や「国際性」に加えて、「職歴」と「年齢」を追加。(原則4-11)。

→従前、CGCは、取締役会による実効的な職務遂行を実現するため、「取締役会は、…**知識・経験・能力**を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。」と定めていましたが、これらの例示が追加されました。

②多様な人材の登用—スタンダード市場・プライム市場共に、女性、外国人、中途採用者の管理職への登用等、中核的な人材の確保について、その考え方と、自主的かつ測定可能な目標を示した上、その状況を開示すべき。(補充原則2-4①)。

→企業が社会の変化に即応し、成長を継続するためには、**様々な属性、経験、技能を有する人材をより広く確保**することを目指すものです。

③人材育成・社内環境整備に向けた方針の策定及び開示—スタンダード市場・プライム市場共に、多様性確保に向けた人材育成方針や、それに向けた社内環境整備方針を策定した上、その内容を開示すべき。(補充原則2-4①)

→企業の多様性確保のためには、**採用した人材の育成**という視点も極めて重要です。また、こうした**人材育成方針を実現できる環境**を、社内において整備することも必要になります。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆民法等の改正 — 相続登記の義務化

所有者不明土地(不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地)が増加し土地の有効な利用・活用に支障が出ていることから、**相続登記および住所変更登記の義務化**などを盛り込んだ民法等の改正が今国会で成立しました。改正法は2024年に施行される予定です。主な改正点は以下の通りです。

・相続や遺贈により不動産の所有権を取得した場合、**所有権移転登記が義務化され、3年以内に手続をしなければ10万円以下の過料**が課される。

・不動産の所有者が住所変更した場合に**住所変更登記が義務化され、2年以内に手続をしなければ5万円の過料**が課される。

・手続の負担軽減のため、相続人が法務局に「相続人である旨の申出」をすることで申請義務を履行したとみなす**相続人申告登記制度の新設**。その他に「所有権不動産一覧表」の発行や**相続した土地の所有権放棄制度等**が新設されます。